減免の対象となる障害の範囲

戦傷病者(戦傷病者手帳をお持ちの方)

障害の区分	本人が運転する場合	生計同一者、常時介護者 が運転する場合
視覚障害		
聴覚障害	特別項症~第4項症	
平行機能障害		
	特別項症~第2項症(喉頭	
音声機能障害	摘出による音声機能障害	
	がある場合)	
上肢不自由	特別項症~第3項症	
下肢不自由	特別項症~第6項症	特別項症~第3項症
	第1款症~第3款症	
体幹不自由	特別項症~第6項症	特別項症~第4項症
	第1款症~第3款症	
心臓機能障害		
じん臓機能障害	特別項症~第3項症	
呼吸器機能障害		
ぼうこう又は直腸の機能障害		
小腸の機能障害		